



適量飲酒が健康への鍵

適量飲酒 10か条

- 1 笑いながら共に、楽しく飲みましょう!
- 2 自分のペースでゆっくりと飲みましょう!
- 3 食べながら飲む習慣をつけましょう!
- 4 自分の適量にとどめましょう!
- 5 週に二日は休肝日をとしましょう!
- 6 人に酒の無理強いはいないようにしましょう!
- 7 薬と一緒に飲まないようにしましょう!
- 8 強いアルコール飲料は薄めて飲みましょう!
- 9 遅くとも夜12時で切り上げましょう!
- 10 肝臓などの定期検査をしましょう!

くすの木薬局だより

秋号
2009.No.33



人類とお酒のつながりは古く、その歴史ははるか古代にさかのぼります。日本では、縄文時代にお酒が造られたといわれ、その当時、お酒は神聖なものとされ、珍重されていました。こうした背景を元に、先人はお酒を良き友とし、生活の潤いにしようとしたのでした。事実、適度な飲酒は精神的な緊張から開放し、コミュニケーションを円滑にします。また食欲増進や血行促進などの作用があり、まさに「百薬の長」なのです。

この度、5月の役員総会で役員体制が決まり、代表取締役役に就任致しました、鳴海真弓と申します。何分、力不足で、至りませんが、5薬局の職員といっしょに力を合わせて、がんばっていきたくと思っていますので、今後ともご指導、ご助言をよろしくお願い致します。

この6月から、薬事法が変わり、新たな一般用医薬品販売制度がスタートしました。一般用医薬品を副作用などのリスクの程度により第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の3つに分類し、第1類については、薬剤師しか販売できず、文書による情報提供が義務付けられました。第2類、3類は薬剤師もしくは、登録販売員(新たな有資格者)による販売で、文書による情報提供は第2類が努力義務となっています。

このような、リスク分類による販売が開始された理由のひとつに、一般用医薬品でも、重篤な副作用の被害が報告されている事や、病院でもらう薬との飲み合わせによる問題などがあると思います。

私たち薬剤師は、これを念頭に置き、一般用医薬品を消費者に安全かつ有効に使ってもらえるように、情報の提供とともに、お薬を販売しなければなりません。

薬剤師が社会から期待される役割は大きくなっており、それに応える努力が求められています。当社は、まだ十分に、消費者のニーズに応えられる品揃えができていませんが、一般用医薬品について、地域の方々にも利用して頂けるように努力して行きたいと思っています。

代表取締役 鳴海 真弓



福祉用具貸与事業所ひまわり
私たちは、利用者様の「介護幸せ配達人です!」

福祉用具貸与事業所の仕事は、自宅で介護が必要になった方の住環境と一緒に考えることです。オープンから4カ月がすぎましたが、お客様にとって身近な事業所になれるよう、日々努力しています。

介護保険から住宅改修工事なんでもご相談下さい。

(株)健康共同ファルマ 福祉用具貸与事業所 ひまわり
熊本市神水1-21-16 電話(096-387-5211) FAX(096-387-5323)
Eメール:okamoto@kk-pharma.JP 岡本 修

■開局時間

| 曜日 | 時間 |
|-----|--------------|
| 月~金 | 午前9時~午後6時00分 |
| 水 | 午前9時~午後7時30分 |
| 土 | 午前9時~午後1時00分 |
| 日・祝 | 休業 |

携帯で簡単登録!
住所や電話番号の情報が載っているQRコードです。

くすの木薬局情報